広島港港湾計画書

一 改 訂 一

平成31年3月

広島港港湾管理者 広島 県 本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- 平成11年 1月 広島県広島港地方港湾審議会
- · 平成11年 3月 港湾審議会第168回計画部会

の議を経、その後の変更については

- · 平成 1 3 年 1 2 月 広島県広島港地方港湾審議会
- 平成 1 6 年 3 月 広島県広島港地方港湾審議会
- · 平成 1 7 年 1 0 月 広島県広島港地方港湾審議会
- · 平成 1 9 年 9 月 広島県広島港地方港湾審議会
- · 平成 2 0 年 1 月 広島県広島港地方港湾審議会
- 平成20年 3月 交通政策審議会第29回港湾分科会
- 平成22年 8月 広島県広島港地方港湾審議会
- ・平成22年11月 交通政策審議会第39回港湾分科会
- ·平成23年10月 広島県広島港地方港湾審議会
- 平成23年12月 交通政策審議会第47回港湾分科会
- 平成 2 6 年 5 月 広島県広島港地方港湾審議会
- 平成26年12月 広島県広島港地方港湾審議会
- ·平成27年 3月 交通政策審議会第59回港湾分科会
- · 平成 3 0 年 1 月 広島県広島港地方港湾審議会

の議を経た広島港の港湾計画を改訂するものである。

目 次

I		港湾計画の方針1
	1	広島港への要請1
	2	計画の基本方針4
П		港湾の能力6
Ш		港湾施設の規模及び配置7
	1	公共埠頭計画7
	2	旅客船埠頭計画13
	3	木材取扱施設計画15
	4	危険物取扱施設計画16
	5	専用埠頭計画17
	6	水域施設計画17
	7	外郭施設計画21
	8	小型船だまり計画22
	9	マリーナ計画25
	1	0 臨港交通施設計画26
IV		港湾の環境の整備及び保全27
	1	廃棄物処理計画27
	2	港湾環境整備施設計画29
v		土地造成及び土地利用計画31
	1	土地造成計画31
	2	土地利用計画32
VI		港湾の効率的な運営に関する事項33
	1	効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社)33

	2	臨海部物流拠点の形成を図る区域34
VII		その他重要事項35
	1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために
		必要な施設35
	2	大規模地震対策施設37
	3	港湾の再開発41
	4	港湾施設の利用42
	5	その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項43

I 港湾計画の方針

1 広島港への要請

広島港は、中国山脈を源とする太田川河口に位置し、流水による土砂の堆積したデルタ上に建設された天然の良港として知られ、瀬戸内海における海上交通の要衝として発展し、昭和26年に重要港湾に指定され、平成23年には国際海上貨物輸送網の拠点となる国際拠点港湾に位置付けられた。

広島港の背後には、中国地方最大の人口を擁する広島市を中心とする広島都市圏が広がっている。この地域は輸送機械に代表される全国有数の工業地域であるとともに、中国地方の経済の中核として役割を果たしている。

広島港背後圏では、輸送機械(完成自動車)等のものづくり産業が発展し、基幹産業として地域経済を支えている。特に、広島港臨海部には製造業等の企業が集積しており、県内の製造品出荷額等に占める臨海部立地企業の貢献度は非常に高い。また、臨海部では道路ネットワークが概成しつつあり、高速道路までの接続性や埠頭間のアクセス性が向上するなど交通利便性が高まっている。これにより港と背後地域の結びつきが強化され、広島港臨海部の役割は、地域経済を発展させる上で更に重要度を増している。

広島港の平成29年における港湾取扱貨物量は1,443万トン (外貿656万トン、内貿788万トン)、そのうちコンテナ貨物は 274万トン(256千TEU)となっている。

近年、世界各地域と我が国との貿易額は増大しており、県内企業を みると、経済・産業活動のグローバル化の中で、中国、韓国を中心に、 近年では東南アジア諸国へ次々と進出しており、今後もこれら成長の 著しい新興国等と積極的につながっていくことが重要となっている。 このため、広島港では、企業の生産性の向上やアジア諸国等との交 易拡大に資する支援策として、外内貿貨物にかかる港湾物流機能の強 化や臨海部への産業用地確保、臨海部道路のネットワーク化等が不可 欠となっている。

自然景観・観光面において広島県は、2つの世界遺産や、多島美で 風光明媚な瀬戸内海等多くの観光資源・景勝地を有しており、外国人 観光客数が増加している。また、広島港では世界最大級の大型クルー ズ船が寄港しており、寄港数は中国地方トップクラスであるなど、国 際交流が活発化している。このため、こうしたインバウンド需要の増 加に適切に対応する必要がある。

また、広島港は島しょ部及び四国を結ぶ旅客航路の利用者数は全国トップクラスであり、近年では小型旅客船による観光クルーズの利用者が増加するなど、瀬戸内海の玄関口として発展している。その一方で、人口減少等の影響を受け生活航路の利用者数は全体として微減傾向にあり、地域海上交通の安定的な維持確保が重要な課題となっている。

更に、広島港において、近年の観光レクリエーション需要の高まりに伴い、美しい瀬戸内海を眺めながら、憩い、楽しめる空間づくりに対するニーズが高まっている。このため、多くの港湾施設や自然資産、歴史資産等を地域交流の拠点として活用しながら、来訪者が楽しめる魅力的な空間を作り出していくことが期待されている。

過去には、平成16年の台風18号や平成13年の芸予地震、平成30年の局地的な集中豪雨などが発生し、産業、経済や市民生活に大きな被害をもたらしており、今後も南海・東南海地震をはじめとする大規模地震や気候変動に伴うさまざまな災害の発生が懸念されている。こうした大規模災害に対して、人命や財産、地域産業を守るため、

防災・減災対策としてストック効果を重視した港湾インフラの整備が 求められている。

港湾施設の老朽化について、高度経済成長期に集中的に整備した施設が多く、老朽化が進行しており、建設後50年以上経過する施設が将来的に急増する。これら港湾施設の老朽化による機能不全等に適切に対応していくとともに、既存港湾施設の将来にわたる効率的・効果的な維持・更新を計画的に進める必要がある。

その他に、船舶航行の安全性の向上に資する放置艇対策が求められている。

2 計画の基本方針

広島港への要請を踏まえ、以下に示す「物流・産業」、「人流・賑わい」、「安全・安心」の3つの視点から、瀬戸内海を牽引するグローバルゲートを実現するため、2020年代末を目標年次として、以下の港湾計画の方針を定め、港湾計画を改訂するものである。

1)【物流・産業】地域産業の持続的発展やアジア諸国等との交易拡大を支援する国際物流拠点

- ① 荷主企業の生産性向上・物流効率化に資する国際競争力の高いコンテナ物流拠点を形成するため、外貿コンテナ機能の強化や国際フィーダー機能の強化、コンテナターミナルの生産性・サービス水準の向上、交通ネットワークの強化を図る。
- ② 地域産業の持続的発展や競争力強化に資する物流基盤の強化 及び産業基盤を形成するため、外内貿機能の強化や産業空間を拡 充する。

2) 【人流・賑わい】瀬戸内と世界とをつなぐ国際交流拠点

- ① 外国人観光客の増大や、世界的なクルーズ需要の高まりに伴う 広島港への寄港数の増加に対応するため、クルーズ客船受入環境 を拡充する。
- ② 回遊性及びパブリックアクセス向上により賑わい機能の増進を図る。

3)【安全・安心】防災性・安全性の高い港

- ① 大規模地震対策施設を適切な位置に配置し、港の防災・減災対策を推進する。
- ②放置艇対策を推進し、船舶航行の安全性の向上を図る。

以上の方針のもと、多様な機能を適正に配置し、効率性、快適性、 安全性の高い港湾空間を形成するため、港湾空間を以下のように利用 する。

- はつかいち
- ① 廿日市地区は、南側を物流関連ゾーン、北側を緑地レクリエーションゾーン、その他エリアを生産ゾーンとする。
 - いつかいち
- ②五日市地区は、西側・南側を物流関連ゾーン、中央を生産ゾーン、 東側・北側を緑地レクリエーションゾーンとする。
- ③観音地区は、北側を生産ゾーン、南側を緑地レクリエーションゾーンとする。
- ④ 江波地区は、既存の生産活動のエリアを生産ゾーンとして残し、 南東側を物流関連ゾーンとする。
- ⑤吉島地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑥出島地区は、西側を物流関連ゾーン、東側を宇品地区と一体となった交流拠点ゾーン及び緑地レクリエーションゾーンとする。
- ⑦宇品地区は、西側・中央を交流拠点ゾーン及び緑地レクリエーションゾーン、東側を物流関連ゾーン及び生産ゾーンとする。
- ⑧仁保地区は、西側を物流関連ゾーン、その他エリアを生産ゾーン とする。
- ®向洋地区は、物流関連ゾーン及び生産ゾーンとする。
- ⑩海田地区は、物流関連ゾーンとする。
- ⑪坂地区は、緑地レクリエーションゾーンとする。
- ②似島地区は、交流拠点ゾーンとする。

Ⅱ 港湾の能力

目標年次(2020年代末)における取扱貨物量等を次のように定める。

	外貿	990万トン					
取	(うち外貿コンテナ)	(270万トン)					
扱	内 貿	830万トン					
貨	(うちフェリー)	(200万トン)					
物	(うち内貿コンテナ)	(120万トン)					
量	合 計	1,820万トン					
	船舶乗降旅客数	240万人					

Ⅲ 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 廿日市地区

原木、製材、薪炭、完成自動車等の外貿貨物を取り扱うため、公 共埠頭を次のとおり計画する。

水深 1 2 m 岸壁 1 バース 延長 2 6 0 m [新規計画] H 4 水深 2 m 物揚場 延長 6 0 m [新規計画] H 5 埠頭用地 1 0 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) 「新規計画]

なお、これに伴い、以下の施設を廃止する。

既設

水深 2 m 物揚場 延長 351 m

再利用品等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり 計画する。

水深10m 岸壁1バース 延長185m

「既設の変更計画 H 3

埠頭用地 8 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設の変更計画]

既設

水深10m 岸壁2バース 延長370m H $2\sim3$ 埠頭用地 16ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

なお、需要の変化を踏まえ、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深3m 物揚場 延長61m

1-2 五日市地区

産業機械、完成自動車等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭 を次のとおり計画する。

水深12m 岸壁1バース 延長300m

(うち240m既設) [既設の変更計画] I11

水深11m 岸壁1バース 延長190m (既設) I10

水深7.5m 岸壁3バース 延長390m

(既設) I 7~ I 9

埠頭用地 22ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(既設)

埠頭用地 5 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

「新規計画]

既設

設 水深12m 岸壁1バース 延長240m I11

1-3 江波地区

鋼材、産業機械等の外内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次の とおり計画する。

水深7.5m 岸壁1バース 延長200m

[新規計画] E 1

埠頭用地 1 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[新規計画]

1-4 出島地区

(1) 外内貿コンテナ埠頭計画

コンテナ貨物需要の増大とコンテナ船の大型化、荷役効率化に対応するため、外内貿コンテナ埠頭を次のとおり計画する。

水深14m 岸壁1バース 延長330m (コンテナ船用)

(既設) D 2 3

水深14m 岸壁1バース 延長330m (コンテナ船用)

[既定計画] D 2 4

水深7.5m 岸壁1バース 延長150m

(コンテナ船用) (既設) D22

埠頭用地 27ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) (うち16ha 既設) [既設の変更計画・既定計画]

既設

埠頭用地 15ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(2) 外内貿埠頭計画

産業機械等の外内貿貨物を取り扱うため、既定計画のフェリー及 び旅客船埠頭計画を公共埠頭として計画する。

水深10m 岸壁1バース 延長280m

[既定計画の変更計画] D 2 5

埠頭用地 2 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地) 「既定計画の変更計画」

既定計画

水深10m 岸壁1バース 延長280m D25 埠頭用地 2ha(荷捌施設用地及び保管施設用地)

セメント等の内貿貨物を取り扱うため、公共埠頭を次のとおり計画する。

水深7.5m 岸壁1バース 延長150m (既設) D21 埠頭用地 2ha (荷捌施設用地及び保管施設用地) 「既設の変更計画]

既設

埠頭用地 3 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

1-5 宇品地区

施設の老朽化に伴い、以下の施設を廃止する。

が既設 水深4.5m 岸壁3バース 延長180m D1

D 1 7~D 1 9

1-6 海田地区

施設の老朽化に伴い、以下の施設を廃止する。

:設 水深 4 m 物揚場 延長 2 1 2 m

2 旅客船埠頭計画

2-1 宇品地区

クルーズ需要の増加やクルーズ船の大型化に対応するとともに、 大型ヨットの需要の増大に対応するため、旅客船埠頭を次のとおり 計画する。

水深10m 岸壁1バース 延長390m

(うち280 m既設) [既設の変更計画] U1

小型桟橋 1基[新規計画]

埠頭用地 1 h a (旅客施設用地)

(うち1ha既設) [既設の変更計画]

既設

水深10m 岸壁1バース 延長280m 埠頭用地 1ha (旅客施設用地)

瀬戸内クルーズ等に対応するため、以下のとおり既設のフェリー 埠頭を旅客船埠頭として計画する。

水深7.5m 岸壁1バース 延長190m

[既設の変更計画] D16

埠頭用地 1 h a (旅客施設用地) [既設の変更計画]

既設

水深7.5m 岸壁1バース 延長190m 埠頭用地 2ha (旅客施設用地及び荷捌施設用地)

2-2 似島地区

旅客の利便性向上を図るため、旅客船埠頭を次のとおり計画する。

小型桟橋 1基 (既設)

埠頭用地 1 h a (旅客施設用地) [新規計画]

3 木材取扱施設計画

3-1 廿日市地区

原木、製材等を取り扱うため、木材取扱施設を次のとおり計画する。

水深12m ドルフィン1バース (既設)

防波堤(分離) 1,715m [既設の変更計画]

水面整理場 2 1 h a [既設の変更計画]

水面貯木場 37ha [既設の変更計画]

既設

防波堤(分離) 2,245 m

水面整理場 41ha

水面貯木場 64ha

なお、需要の変化を踏まえ、以下の施設を廃止する。

既設

水深10m ドルフィン3バース

4 危険物取扱施設計画

4-1 廿日市地区

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深14m ドルフィン1バース (専用)

[既設の変更計画]

危険物取扱施設用地 8 h a [既設の変更計画]

水深12m ドルフィン1バース (専用)

4-2 海田地区

立地企業の要請に基づき、危険物取扱施設を次のとおり計画する。

水深4m ドルフィン1バース(専用) 「既定計画] 危険物取扱施設用地 面積 1 h a [既定計画の変更計画]

危険物取扱施設用地 面積 1 h a

5 専用埠頭計画

5-1 江波地区

立地企業の要請に基づき、専用埠頭計画を次のとおり変更する。 水深7m 岸壁 延長404m [既設の変更計画]

既設

水深7m 岸壁 延長617m

5-2 海田地区

立地企業の要請に基づき、専用埠頭を次のとおり計画する。

水深4m ドルフィン1バース [新規計画]

なお、専用埠頭の計画に伴い、以下の施設を廃止する。

既設

水深4m ドルフィン2バース

立地企業の要請に基づき、以下の既定計画を削除する。

既定計画

水深3.5m ドルフィン1バース 小型桟橋1基

5-3 坂地区

立地企業の要請に基づき、以下の施設を廃止する。

既設

水深6m ドルフィン1バース

6 水域施設計画

係留施設を含む埠頭の計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地 を次のとおり計画する。

6-1 航路

第一航路 水深12~14m 幅員330~400m 「既設の変更計画」

既設

第一航路 水深12~14m 幅員300~400m

廿日市地区

第三航路 水深14m 幅員300m [既設の変更計画]

既設

第三航路 水深12m 幅員300m

なお、以下の施設を第三航路との統合により廃止する。

既設

第四航路 水深12m 幅員250m

五日市地区

第五航路 水深12m 幅員250m [既設の変更計画]

既設

第五航路 水深12m 幅員250m

6-2 泊地

廿日市地区

水深14m 面積40ha [既設の変更計画]

水深12m 面積 2ha [新規計画]

水深12m [既設の変更計画]

既設

水深 1 2 m

水深12m

五日市地区

水深12m 面積 1ha [既設の変更計画]

既設

水深12m

江波地区

水深7.5m 面積 8ha [新規計画]

出島地区

水深14m 面積 2ha [既定計画]

宇品地区

水深10m [既設の変更計画]

水深4.5m 面積 4ha [既定計画]

既設

水深10m

6-3 航路·泊地

廿日市地区

水深14m 面積14ha [既設の変更計画]

水深12m 面積25ha [新規計画]

水深12m [新規計画]

水深10m [既設の変更計画]

既設

水深12m

水深10m

五日市地区

水深12m 面積1ha [既設の変更計画]

既設

水深 1 2 m

出島地区

水深14m 面積3ha [既定計画]

宇品地区

水深10m [新規計画]

7 外郭施設計画

港内の静穏及び船舶航行の安全を図るため、外郭施設を次のとおり計画する。

7-1 防波堤

出島地区 出島東防波堤 延長 100m [既定計画] 宇品地区 宇品内港防波堤 延長 130m [既定計画]

なお、次の施設は既定計画どおり撤去する。

既定計画

出島地区 西防波堤466m

宇品地区 東防波堤156m

8 小型船だまり計画

官公庁船、ポートサービス船、漁船、プレジャーボート等の適正な 収容を図るため、小型船だまりを次のとおり計画する。

8-1 吉島地区

漁船のための小型船だまりを次のとおり計画する。

吉島小型船だまり

泊 地 水深2m 面積1ha [既定計画の変更計画]

小型桟橋 1基 [既定計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画

泊 地 水深2m 面積1ha

埠頭用地 1 h a (うち1 h a 既設)

8-2 宇品地区

タグボート等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

宇品中央小型船だまり

小型桟橋 1基 [既定計画の変更計画]

既定計画

需要の変化を踏まえ、以下の既定計画を削除する。

既定計画

御幸松小型船だまり

小型桟橋 5基

8-3 坂地区

既定計画どおりとする。

既定計画

横浜小型船だまり

物揚場 水深2m 延長60m

埠頭用地 1 h a

8-4 似島地区

漁船等のための小型船だまりを次のとおり計画する。

家下小型船だまり

小型桟橋 1基 「既定計画の変更計画]

船揚場 延長20m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1 h a 「既定計画の変更計画」

既定計画

小型桟橋 1基

船揚場 延長20m

埠頭用地 1 h a

大黄小型船だまり

防波堤 延長170m 「既定計画の変更計画]

小型桟橋 1基 [既定計画の変更計画]

埠頭用地 1 h a [既定計画の変更計画]

既定計画

防波堤 延長170m

小型桟橋 1基

埠頭用地 1 h a

なお、これに伴い、以下の既定計画を削除する。

既定計画

物揚場 水深2m 延長25m

船揚場 延長20 m

9 マリーナ計画

9-1 観音地区

海洋性レクリエーション需要等に対処するため、マリーナを次のとおり計画する。

船揚場 延長30m [新規計画]

交流厚生用地 3 h a [新規計画]

10 臨港交通施設計画

港湾における交通の円滑化を図るとともに、港湾と背後地域を結ぶため、臨港交通施設を次のとおり計画する。

10-1 道路

臨港道路 廿日市南線 [既設の変更計画] 起点 木材港北 終点 木材港南 2~4車線

既設

臨港道路 廿日市南線 起点 木材港北 終点 木材港南 4 車線

臨港道路 五日市中央線 [新規計画] 起点 五日市地区公共埠頭 終点 臨港道路廿日市草津線 4 車線

臨港道路 江波線 [新規計画] 起点 江波地区公共埠頭 終点 広島市道横川江波線 2 車線

臨港道路 出島1号線 [既設の変更計画] 起点 出島地区外貿埠頭 終点 広島南道路 2~4車線

既設

臨港道路 出島1号線 起点 出島地区外貿埠頭 終点 広島南道路 2車線

IV 港湾の環境の整備及び保全

1 廃棄物処理計画

本港において処理する廃棄物の種類及び量並びにその処理施設用地について、以下のとおり計画する。

(1) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等合計 390万m3を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次の とおり海面処分用地を計画する。

廿日市地区 木材港北側 海面処分·活用用地

2 7 h a 「新規計画]

廿日市地区 木材港南側 海面処分·活用用地

20ha [新規計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地1 0ha、港湾関連用地9ha、工業用地27ha、交通機能用 地1haとして土地利用を図る。

(2) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる浚渫土砂等合計 60万m3を廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のと おり海面処分用地を計画する。

五日市地区 海面処分・活用用地 5 h a [新規計画]

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地 5 h a として土地利用を図る。

(3) 港湾及びその周辺において発生の見込まれる一般廃棄物、産業廃棄物、浚渫土砂等合計820万m3を、廃棄物埋立護岸により埋立処分するため、次のとおり海面処分用地を計画する。

出島地区 海面処分・活用用地 89ha

[既定計画の変更計画]

既定計画

出島地区 廃棄物処理·活用用地 87ha

なお、廃棄物の処理の終了した用地については、埠頭用地14ha、港湾関連用地35ha、交通機能用地7ha、緑地33haとして土地利用を図る。

2 港湾環境整備施設計画

本港において良好な港湾の環境の形成を図るため、港湾環境整備施設について、以下のとおり計画する。

2-1 五日市地区

(1) 本港の緑や景観のシンボルとするとともに、災害時には救援・復旧活動の拠点となりうる空間を確保するために、緑地を次のとおり計画する。

緑地 33ha (工事中) [既設の変更計画]

既設

都市機能用地 3 h a

緑地 33ha

2-2 宇品地区

(1) 港湾背後地への人流動線を確保するために、緑地を次のとおり計画する。

宇品内港地区 緑地 9 h a [既設の変更計画]

既設

緑地 9 h a

(2) 魅力ある親水空間を整備し賑わいを創出するとともに、良好なクルーズ船受入環境を整備するため、緑地を次のとおり計画する。

字品中央地区 緑地 1 h a [既定計画] 緑地 2 h a [既設の変更計画]

既設

緑地 2 h a

V 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を以下のとおり計画する。

1 土地造成計画

単位: h a

用途地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
廿日市 地区	(10) 10	(9) 9		(27) 27		(1) 1			(47) 47
五日市 地区	(5) 5								(5) 5
出島地区	(14) 14								(14) 14
坂地区	(1) 1								(1) 1
似島 地区	(1) 1								(1) 1
合計	(29) 29	(9) 9		(27) 27		(1) 1	_		(66) 66

- 注 1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、 特に密接に関連する土地造成計画で内数である。
- 注 2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

2 土地利用計画

単位: h a

		ı				1	1		
用途地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	交流 厚生 用地	工業用地	都市 機能 用地	交通 機能 用地	危険物 取扱施 設用地	緑地	合計
廿日市 地区	(22) 22	(25) 25		(97) 97	15	(13) 16	(8) 8	(2) 2	(167) 185
五日市 地区	(27) 27	(20) 20		(40) 40	16	(19) 19		(42) 42	(147) 163
観音 地区			(23) 23	(55) 55		1		(2) 2	(80) 80
工波 地区	(1) 1	(2) 2		(74) 74		(3)			(79) 79
吉島 地区	(1) 1			(1) 1	4			(1) 1	(3) 8
宇品地区	(20) 20	(14) 14	(14) 14	(22) 22	17	(10) 22		(13) 13	(92) 122
出島 地区	(43) 43	(43) 43	(11) 11	(11) 11	4	(10) 11		(33) 33	(150) 156
仁保 地区				(119) 119					(119) 119
向洋 地区				(5) 5			(7) 7		(12) 12
海田地区	(19) 19	(2) 2		(61) 61	99	(2) 2	(1) 1		(83) 182
坂地区	(1) 1	(1) 1		(38) 38	49			(6) 6	(46) 94
似島 地区	(1) 1								(1) 1
合計	(135) 135	(105) 105	(47) 47	(522) 522	203	(55) 74	(15) 15	(98) 98	(978) 1, 200

注 1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、 特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはらない。

VI 港湾の効率的な運営に関する事項

1 効率的な運営を特に促進する区域(港湾運営会社)

コンテナ船により運送される貨物を取扱う以下の埠頭について、法 第43条の11第6項の規定に基づく港湾運営会社による運営の事業 及びそれと一体となった取組により、効率的な運営を特に促進するよ う措置することを計画する。

(出島地区)

水深14m 岸壁1バース 延長330m

(コンテナ船用) [既定計画] D24

水深14m 岸壁1バース 延長330m

(コンテナ船用) [既設]D23

水深7.5m 岸壁1バース 延長150m [既設]D22 埠頭用地 27ha (荷捌施設用地及び保管施設用地)

(うち16ha既設) [既設の変更計画]

(海田地区)

水深7.5m 岸壁5バース 延長650m

[既設] K T 9~ K T 1 3

埠頭用地 7 h a (荷捌施設用地及び保管施設用地)

[既設]

2 臨海部物流拠点の形成を図る区域

産業構造の変化、港湾物流の高度化・多様化に対応した国際物流拠点を形成するため、以下の区域において、臨海部物流拠点の形成を図るように措置することを計画する。

2-1 出島地区

国際海上コンテナ輸送等に係る貨物の輸送及び保管及び荷捌き及び流通加工等に係る業務を行う施設を集約し、埠頭と一体的に、埠頭の機能の一層の強化を図る区域を出島地区に配置する。

水深14m 岸壁1バース 延長330m [既定計画] D24 水深14m 岸壁1バース 延長330m [既設]D23 水深7.5m 岸壁1バース 延長150m [既設]D22 埠頭用地 27ha(うち16ha既設)

(荷捌施設用地及び保管施設用地) [既設の変更計画]

港湾関連用地 39ha [既設]

交通機能用地 3 h a [既設]

VII その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために 必要な施設

本港において、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

全体

第一航路 水深12~14m 幅員330~400m [既設の変更計画]

廿日市地区

岸壁1バース水深12m延長260m[新規計画] H4泊地水深12m面積2ha[新規計画]航路・泊地水深12m面積25ha[新規計画]航路・泊地水深14m面積14ha[既設の変更計画]第三航路水深14m幅員300m[既設の変更計画]

五日市地区

岸壁1バース 水深12m 延長300m

(うち240m既設) [既設の変更計画] I11

泊地 水深12m 面積1ha [既設の変更計画]

航路・泊地 水深12m 面積1ha 「既設の変更計画]

第五航路 水深12m 幅員250m [既設の変更計画]

臨港道路 五日市中央線 [新規計画]

起点 五日市地区公共埠頭

終点 臨港道路廿日市草津線

4 車線

出島地区

岸壁1バース 水深14m 延長330m (コンテナ船用)

[既定計画] D 2 4

泊地 水深14m 面積2ha [既定計画]

航路・泊地 水深14m 面積3ha [既定計画]

臨港道路 出島1号線 [既設の変更計画]

起点 出島地区外貿埠頭 終点 広島南道路 2~4車線

2 大規模地震対策施設

(1) 緊急物資輸送の拠点として機能するために必要な施設 大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供 するために必要な施設を次のとおり計画する。

廿日市地区~五日市地区

道路

臨港道路 廿日市草津線(工事中) [既設]

起点 廿日市地区

終点 草津地区

4 車線

廿日市地区

水深12m 岸壁1バース 延長260m [新規計画] H4 道路

臨港道路 廿日市南線 [既設の変更計画]

起点 木材港北

終点 木材港南

 $2 \sim 4$ 車線

五日市地区

水深12m 岸壁1バース 延長300m

(うち240m既設) [既設の変更計画] I11

このうち、既設部分240mを大規模地震対策施設とする。

緑地 33ha (工事中) [既設の変更計画]

道路

臨港道路 五日市線 [既設]

起点 五日市地区公共埠頭

終点 臨港道路廿日市草津線 2~4車線

出島地区

水深10m 岸壁1バース 延長280m

[既定計画] D 2 5

道路

臨港道路 出島2号線(工事中) [既設]

起点 出島地区公共埠頭

終点 臨港道路宇品1号線 2~4車線

宇品地区

水深12m 岸壁1バース 延長260m (工事中)

[既設] U4

緑地 9 h a

[既設の変更計画]

道路

臨港道路 宇品1号線 「既設]

起点 宇品地区フェリー及び旅客船埠頭

終点 広島南道路

 $2 \sim 4$ 車線

臨港道路 宇品臨港線 [既設]

起点 宇品海岸

終点 宇品東

4 車線

海田地区

水深7.5m 岸壁1バース 延長130m

[既定計画] KT9

道路

臨港道路 出島海田線 [既設]

起点 仁保地区

終点 海田地区

4 車線

(2) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

大規模地震が発生した場合に必要な国際海上コンテナ物流機能 を維持するために必要な施設を次のとおり計画する。

出島地区

水深14m 岸壁1バース 延長330m (コンテナ船用) [既定計画] D24

道路

臨港道路 出島1号線 [既設の変更計画] 起点 出島地区外貿埠頭 終点 広島南道路 2~4車線

3 港湾の再開発

本港の既存施設の有効な利用が図られるよう、港湾の再開発について以下のとおり計画する。

(1) 利用形態の見直しの検討が必要な区域

江波地区の工業用地については、港湾施設を活用した臨海部の産業空間の形成が図られるよう、関係企業と連携した適切な機能の誘致のために、港湾関連用地等への土地利用の見直しの検討が必要であることから、「利用形態の見直しの検討が必要な区域」を設定する。

4 港湾施設の利用

(1)物資補給等のための施設

貨物船等の物資補給並びに休憩場所の用に供するため、既存施設を有効に活用し、物資補給等のための施設を次のとおり計画する。

廿日市地区

水深10m 岸壁1バース 延長 185m [既設]H2

出島地区

水深4.5m 岸壁8バース 延長 480m

[既設]D1~8

5 その他港湾の開発、利用及び保全に関する事項

(1) 放置等禁止区域の指定

広島県では、河川法、港湾法、漁港漁場整備法、「広島県プレジャーボートの係留保管の適正化に関する条例」の規定に基づき、広島港内等の各水域において、放置(不法係留)されたプレジャーボートの規制区域を指定している。

(2) 将来構想

廿日市地区及び五日市地区並びに江波地区においては、外内貿貨物の需要動向等を踏まえ、引き続き埠頭計画の拡張について検討が必要であると想定されるため、「将来構想」を設定する。